

大分県報

令和元年
第五九号
十一月二十六日

（火曜日）

目次

告示

| | |
|-----------------------|---|
| 大規模小売店舗に関する届出事項の変更の届出 | 一 |
| 地籍調査の成果の認証 | 一 |
| 指定予定保安林（五件） | 二 |
| 道路区域の変更（三件） | 三 |
| 道路の供用開始（三件） | 四 |

○告示

大分県告示第三百一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和元年十一月二十六日

大分県知事 広 瀬 貞

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地
フレスポ中津北

中津市大字大新田字六番通二百七十六番一 外

2 届出者の氏名又は名称及び住所

大和リース株式会社

代表取締役 森 田 俊 作

大阪府大阪市中央区農人橋二丁目一番三十六号

3 変更した事項

令和元年十一月二十六日

大分県報（告示）

一

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前 株式会社マツモトキヨシ九州販売

代表取締役 上 村 浩 司

福岡県福岡市博多区住吉二丁目二番一号

外五者

変更後 株式会社マツモトキヨシ九州販売

代表取締役 上 村 浩 司

福岡県福岡市博多区住吉二丁目二番一号

外六者

4 変更の年月日
令和元年十二月十九日

二 届出年月日
令和元年九月二十四日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧期間
令和元年十一月二十六日から令和二年三月二十六日まで

2 縦覧場所
大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課及び大分県北部振興局

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から令和二年三月二十六日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課に提出しなければならない。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第三百二号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり地籍調査の成果を認証した。

令和元年十一月二十六日

大分県知事 広 瀬 貞

| | | | | |
|------------|---------------------|------------------------|---------------|----------|
| 調査を行った者の名称 | 調査を行った期間 | 成果の名称 | 調査を行った地域 | 認証年月日 |
| 別府市 | 平二九・六・一から平三一・二・一まで | 別府市大字東山の一部の地籍図及び地籍簿 | 別府市大字東山の一部 | 令元・一一・一一 |
| 豊後大野市 | 平二六・一〇・二四から平三一・三五まで | 豊後大野市三重町内田の一部の地籍図及び地籍簿 | 豊後大野市三重町内田の一部 | 令元・一一・一一 |

大分県告示第三百三三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

令和元年十一月二十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 保安林予定森林の所在場所
佐伯市蒲江大字竹野浦河内字三嶋ヶ谷一一四七番一、一一四八番、一一四九番、一一七四番、一一七八番、一一七九番
 - 二 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 三 指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (一) 次の森林については、主伐は択伐による。
字三嶋ヶ谷一一四七番一・一一四八番・一一七四番・一一七九番（以上四筆について、次の図に示す部分に限る。）
 - (二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産

部森林保全課及び大分県南部振興局並びに佐伯市役所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第三百四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

令和元年十一月二十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 保安林予定森林の所在場所
佐伯市弥生大字井崎字石丸一九六八番、一九六九番、一九七三番、一九七五番から一九七七番まで、一九八五番、一九八六番
 - 二 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 三 指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (一) 次の森林については、主伐は択伐による。
字石丸一九七三番・一九七五番から一九七七番まで（以上四筆について、次の図に示す部分に限る。）
 - (二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県南部振興局並びに佐伯市役所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第三百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

令和元年十一月二十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 保安林予定森林の所在場所

中津市耶馬溪町大字金吉字乙測ノ上二二二番、二二二番二、字甲宮ノ本二二二五番、二二二六番

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定実施要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は択伐による。

字乙測ノ上二二二一番・二二二一番二・字甲宮ノ本二二二五番・二二二六番（以上

四筆について、次の図に示す部分に限る。）

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県北部振興局並びに中津市役所に備え置いて縦覧に供する。)

大分県告示第三百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

令和元年十一月二十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

保安林予定森林の所在場所

由布市湯布院町中川字烏帽子岳一九四八番二（次の図に示す部分に限る。）、一九四三番、一九四七番三

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定実施要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県中部振興局並びに由布市役所に備え置いて縦覧に供する。)

村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県中部振興局並びに由布市役所に備え置いて縦覧に供する。)

大分県告示第三百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

令和元年十一月二十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

保安林予定森林の所在場所

由布市湯布院町中川字尾子岳一九六七番一・一九六九番・一九七七番七（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、一九七〇番一三

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定実施要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県中部振興局並びに由布市役所に備え置いて縦覧に供する。)

大分県告示第三百八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和元年十一月二十六日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え

置いて一般の縦覧に供する。
令和元年十一月二十六日

大分県知事 広瀬 貞

| | | | | | |
|----------------|--|--|-------------|---------------------------|---------------|
| 道路の種類 及び路線名 | 区 間 | | 区域変更 前後別 | 敷地の幅員 | 延 長 |
| | 佐伯市鶴見大字吹浦字東一八六二番 二地先から 佐伯市鶴見大字吹浦字牛河原一五六 四番一地先まで | 佐伯市鶴見大字吹浦字東一八六二番 二から 佐伯市鶴見大字吹浦字牛河原一五一 〇番八まで | 前 | メートル 六・五 〽 四・九 | メートル 三五九・〇 |
| 道路の種類 及び路線名 | 区 間 | | 区域変更 前後別 | 敷地の幅員 | 延 長 |
| 県道梶寄浦 佐伯線 | 佐伯市鶴見大字吹浦字東一八六二番 二から 佐伯市鶴見大字吹浦字牛河原一五一 〇番八まで | 佐伯市鶴見大字吹浦字東一八六二番 二から 佐伯市鶴見大字吹浦字牛河原一五一 〇番八まで | 後 | メートル 一三・七 〽 一一・五 | メートル 三五九・〇 |

大分県告示第三百九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和元年十一月二十六日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備えて置いて一般の縦覧に供する。

令和元年十一月二十六日

大分県知事 広瀬 貞

| | | | | | |
|----------------|---|---|-------------|--------------------------|---------------|
| 道路の種類 及び路線名 | 区 間 | | 区域変更 前後別 | 敷地の幅員 | 延 長 |
| | 豊後大野市大野町安藤字久保二九一 九番二から 豊後大野市大野町安藤字東二八四一 番三まで | 豊後大野市大野町安藤字久保二九一 九番二から 豊後大野市大野町安藤字東二八四一 番三まで | 前 | メートル 一三・〇 〽 四・一 | メートル 三八七・〇 |
| 道路の種類 及び路線名 | 区 間 | | 区域変更 前後別 | 敷地の幅員 | 延 長 |
| 県道中土師 | 豊後大野市大野町大字中土師字木ノ | 豊後大野市大野町大字中土師字木ノ | 前 | メートル 六・五 〽 五・五 | メートル 五二・〇 |

犬飼線 下七〇四番二地内

後 一九・〇
〽
五・五

五二・〇

大分県告示第三百十号
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和元年十一月二十六日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備えて置いて一般の縦覧に供する。

令和元年十一月二十六日

大分県知事 広瀬 貞

| | | | | |
|----------------|---|-------------|---------------------------|---------------|
| 道路の種類 及び路線名 | 区 間 | 区域変更 前後別 | 敷地の幅員 | 延 長 |
| 県道日田玖 珠線 | 日田市大字羽田字入美二八八二番地 先から 日田市大字羽田字入美二九四一番四 地先まで | 前 | メートル 一六・三 〽 四・五 | メートル 四一六・〇 |
| 一般国道三 八七号 | 日田市上津江町川原字ワラベ原三九 三一番一四地先内 日田市上津江町川原字ワラベ原三九 三一番一四地内 | 前 | メートル 一九・二 〽 一四・四 | メートル 一三三・五 |
| | | 後 | メートル 三一・〇 〽 一五・八 | メートル 四一六・〇 |

大分県告示第三百十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和元年十一月二十六日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備えて置いて一般の縦覧に供する。

| | | | | | |
|---|---|----------|---|--|----------|
| <p>令和元年十一月二十六日</p> <p>大分県知事 広 瀬 勝 貞</p> | | | <p>令和元年十一月二十六日</p> <p>大分県知事 広 瀬 勝 貞</p> | | |
| 道路の種類及び路線名 | 供用開始区間 | 供用開始年月日 | 道路の種類及び路線名 | 供用開始区間 | 供用開始年月日 |
| 県道梶寄浦佐伯線 | 佐伯市鶴見大字吹浦字大河原一六七三番八から 佐伯市鶴見大字吹浦字牛河原一五一〇番八まで | 令元・一一・二六 | 県道白地日田線 | 日田市大字羽田字高花一四八七番五地先から 日田市大字羽田字高花一四九八番四まで | 令元・一一・二六 |
| 県道上爪横川線 | 佐伯市宇目大字塩見園字野伸二二五四番二から 佐伯市宇目大字塩見園字カシヤ二八〇六番四まで | 令元・一一・二六 | 一般国道三八七号 | 日田市上津江町川原字ワラベ原三九三一番一 四地内 | 令元・一一・二六 |
| <p>大分県告示第三百十二号</p> <p>道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。</p> <p>その関係図面は、令和元年十一月二十六日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備えて置いて一般の縦覧に供する。</p> <p>令和元年十一月二十六日</p> <p>大分県知事 広 瀬 勝 貞</p> | | | | | |
| 道路の種類及び路線名 | 供用開始区間 | 供用開始年月日 | | | |
| 県道大分大野線 | 豊後大野市大野町安藤字久保二九一九番二から 豊後大野市大野町安藤字東二八四一番三まで | 令元・一一・二六 | | | |
| 県道中土師犬飼線 | 豊後大野市大野町大字中土師字木ノ下七〇四番二地内 | 令元・一一・二六 | | | |
| <p>大分県告示第三百十三号</p> <p>道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。</p> <p>その関係図面は、令和元年十一月二十六日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備えて置いて一般の縦覧に供する。</p> | | | | | |

令和元年十一月二十六日

大分県報（告示）